



### 1. テレインコントロールの目的

- 1.1 埼玉県内の良質なテレインを大きな大会の開催のためにリザーブする。
- 1.2 良質なテレインには良質な地図が作成され、テレインと地図が有効に利用されるようにコントロールする。
- 1.3 埼玉県内のテレイン・地図の利用可能状況を把握し、利用を促進する。

### 2. 既存テレイン

- 2.1 既存テレインは、既に地図が供給されており、地図と現地に著しい差異がなく、オリエンテーリングのための利用に供されているテレインを言う。既存テレイン以外のテレインはすべて新規テレインとなる。
- 2.2 既存テレインの利用可能状態は、定期的に調査され、公開される。

### 3. 指定テレイン

- 3.1 すべてのテレインのうち、計画的に地図作成と大会開催を行うべき良質なテレインとして埼玉県協会（以下、県協会）が指定するテレインを指定テレインという。
- 3.2 指定テレインは、県協会主催・主管の大きな大会での使用が優先される。
- 3.3 県協会の大会開催予定のない指定テレインでの地図作成は、良質な地図を作成できると判断される団体に対してのみ許可される。

### 4. テレインコントロールの原則

- 4.1 県内すべてのテレインがコントロールの対象となる。
- 4.2 テレインコントロールの情報は、公開を原則とする。
- 4.3 地図の作成者は、作成された地図の著作権を保有するが、当該地図の将来における独占的な作成権を保証するものではない。
- 4.4 新規テレインで、他に地図作成計画や制限（自然保護や施設整備計画等）がない場合は、オリエンテーリングの機会提供を優先し、地図の作成は奨励される。
- 4.5 既存テレインの場合、既存の地図は著作物として尊重される。既存の地図があるテレインで、既存地図の作成者と別の主体が新たに地図作成を申請する場合は、基本的に既存地図作成団体の了解を前提とする。
- 4.6 埼玉県内のテレインは、埼玉県協会および埼玉県協会所属団体の計画が原則として優先される。しかしながら、広くオリエンテーリングの機会が提供されることを重視し判断するものとする。

### 5. 地図作成許可申請書の提出

- 5.1 埼玉県内でオリエンテーリング用地図（公園含む）の作成を計画する団体・個人は、用途にかかわらず所定の様式により事前の県協会への許可申請書の提出を必要とする。
- 5.2 県協会は、テレインコントロール委員会にて当該テレインでの地図作成を認めるかどうかを本規定に基づき判断する。但し、県協会が可と判断することは、当該地区の自治体・住民・地権者等の許諾を意味するものではない。
- 5.3 県協会による判断は、本規定記載事項の他、作成される地図の公共性（広く提供されるかどうか）、当該地区における自然保護活動・トラブル事例の状況、その他も考慮する。

### 6. テレインコントロール委員会

- 6.1 地図作成の届出に対する審議を行うため、若干名の理事により構成されるテレインコントロール委員会を設置する。
- 6.2 テレインコントロール委員会は、埼玉県内のテレインの利用可能状況・地図提供の状況を把握する。
- 6.3 テレインコントロール委員会は、テレインコントロールに関する情報を常に公開する。

別表 1



指定トレイン

トレインコントロール指針に基づく指定トレインを以下のように定める。

トレイン	所在地	利用可能状況	地図作成主体（地図作成年）
「四番金昌寺」地区	秩父市・横瀬町	可	埼玉県協会（2001）
「宇根峠」地区	横瀬町・秩父市	可	東大OLK（2000）
「日和田山」地区	日高市	可	みちの会（1998）
「赤根峠」地区	飯能市		早大OC（）
「梅園」地区	越生町	不可	埼玉県協会（1987）
「高取山」地区	越生町	不可	埼玉県協会（1995？）
「森林公園」地区	滑川町	可	埼玉県協会（予定）

以上

（2002年5月19日指定）